

別表十二(十一)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する
明細書

		事業度	.	.	法人名		別表十二(十一)
当期積立額	1	円	翌期整備準備金の金額	11		円	令六・四・一以後終了事業年度分
(1) (1)のうち損金経理額による積立額	2		均等益金算入額の計算	12			
(1)のうち剰余金の処分による積立額	3		均等益金算入額 (12) × —	13			
空港用地の帳簿価額	4		算入額による益金算入額	14			
空港用地取得価額基準額 $(4) \times \frac{1}{10}$	5		計 (13) + (14)	15			
累積限度基準額残額 $(4) - ((11) - (14))$	6		当期積立額のうち損金算入額 (10)	16			
所得基準額の計算	7		期末中部国際空港整備準備金の金額 $(11) - (15) + (16)$	17			
所得基準額総計 (別表四「45の①」)	7		貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18			
所得基準額 $(7) \times \frac{2}{3}$	8		差引 (18) - (17)	19			
積立限度額 $((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)$	9		貸借対照表の取崩不足額 $(15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))$	20			
当期積立額のうち損金算入額 $((1)と(9)のうち少ない金額)$	10		積立限度超過額 $(1) - (9)$	21			
			当期に生じた差額の合計額 $(20) + (21)$	22			
			前期以前分における差額 (前期の(19))	23			

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額